

五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

○五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

令和3年4月30日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、予算の範囲内において五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、五霞町補助金等交付規則(令和4年五霞町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。
(補助事業)

第2条 この告示において、補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、町内の住宅(店舗等の住宅併用住宅を含む。)に未使用の蓄電システム(以下「補助対象設備」という。)を設置する事業とする。

2 補助対象設備の要件は、別表第1のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有すること(補助対象設備の設置完了時に住民登録を有する場合を含む。)
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) 自ら居住し、若しくは居住を予定している町内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (4) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。
- (5) 補助事業を実施する者又はその者と同一の世帯に属する者が過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行っていること。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一の住宅につき1回に限り交付することができる。ただし、集合住宅の専用部分において利用する設備の設置にあつては、一戸につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し(建売用住宅への設置の場合は、補助対象設備を設置したことが分かる書類等の写し)
- (2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- (3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- (5) 補助対象設備の設置予定箇所の配置図

五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

- (6) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- (7) 納税証明書
- (8) 申請者以外の者が所有者である場合又は共有者がいる場合は、当該所有者又は共有者からの設置の同意を受けていることが確認できる書類
- (9) 「いばらきエコチャレンジ」に参加していることが確認できる書類
- (10) 申請者本人の署名押印のある委任状(代理人が申請する場合に限る。)
- (11) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定による交付申請書の受付は、当該年度の6月1日から開始するものとする。ただし、当該年度の6月1日が休日の場合は、翌開庁日とする。
(交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
(変更の申請)

第7条 前条に規定する補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付の決定を受けた補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかに五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更申請書(様式第3号)に変更となる書類を添えて、これを町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更の可否を決定するとともに、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金変更承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。
(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付申請取下書(様式第5号)を速やかに町長に届け出なければならない。
(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象設備の設置工事が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置等の状況が確認できる写真
- (4) 交付決定者の住民票の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の場合において、実績報告を行う時点で町内に住所を有しない交付決定者の住民票の写しについては、転入後速やかに提出するものとする。
(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、必要に応じ現地調査を行いその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、当該交付決定者に通知するものとする。
(交付の請求)

五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付請求書(様式第8号)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(協力の義務)

第15条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、町長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

五霞町自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件等
蓄電システム	・ 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・ 住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・ 蓄電池部から供給される電力が当該住宅等にて使用されるものであること。

別表第2（第4条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費並びに工事費（据付け、配線工事等）	1設備当たり 5万円